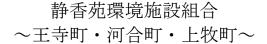
令和5年2月

静香苑の使用について __



静香苑は、故人との別れを惜しむ人生終焉のやすらぎの場として、三町で設立された公営施設で火葬場と葬儀会館を併設した斎場です。

静香苑の葬斎棟(式場(和室含む))・法要室)は貸館方式となっています。

施設使用の際は、火葬棟を含め葬儀業者様を介してお申込みいただきますようお願いいたします。(動物火葬及び死産児の火葬を除きます)

【名称及び所在地】

名 称	所 在 地	電話番号
静香苑斎場	静香苑斎場 奈良県北葛城郡王寺町畠田1丁目153番地1	

【施設の使用時間】

施設の名称	区分		使用時間	
	火葬場		午前11時から午後5時まで	
火葬棟	霊安室		受入時間(午前8時30分から午後5時)	
			1件に付き 48 時間以内	
	通夜のみ場合	式場	午後2時30分から翌日午前9時まで	
		和室	午後4時から翌日午前9時まで	
	告別式のみ場合	式場	午前9時から午後2時30分まで	
		和室	午前9時から午後4時まで	
葬斎棟	通夜から告別式	式場	午後2時30分から翌日午後2時30分まで	
	までの場合	和室	午後4時から翌日午後4時まで	
	法要室(1日葬及び法要)		午前9時から午前12時まで ※式場で告別式等を行った当日に初七日活 要を行う場合を除きます	
事務所	窓口受付時間		午前8時30分から午後5時15分	

備考

- 1. 霊安室の使用は式場 1・式場 2 をご使用いただく方に限ります。 また、ご遺体の安置はご遺族さまのお顔見せの時間も含め、午後 5 時までに入場・退館してください。午後 5 時までに入館・退館いただけない場合は、翌日午前 8 時 30 分からの安置となります。
- 2. 使用時間には、実際に使用する時間のほか、その準備及び設備等の現状回復に要する時間を含みます。

【 休 場 日 】

1月1日(12月31日の通夜から使用できません) 施設の管理運営上、臨時に施設を使用することができない場合があります。

【施設使用料】

1. 火葬棟使用料

区分			使用料		
		単位	構成町に	構成町に	
			住所を有する者	住所を有しない者	
		大人(12 歳以上)		20,000円	100,000 円
火葬炉	人 体	小人(12 歳未満)	一体につき	10,000円	50,000円
八年炉	人体火葬	死産児		5,000円	30,000 円
		身体の一部		5,000円	30,000 円
霊安室	遺体安置時間が最長 48 時間まで			5,000円	30,000 円

2. 葬斎棟使用料

			使用料		
	区 分			構成町に	構成町に
				住所を有する者	住所を有しない者
	場	通夜のみ場合	一回につめ	50,000円	250,000 円
式		告別式のみ場合		50,000円	250,000 円
		通夜から告別式までの場合		100,000円	500,000 円
和	室	式場1使用の場合(2室)		6,000円	30,000 円
个日		式場2使用の場合(4室)		12,000円	60,000 円
法要室		法要室(1日葬及び法要) ※式場で告別式等を行った当日に初 七日法要を行う場合を除きます		15,000円	75,000 円

備考

- 1. この表において「構成町に住所を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ①死亡者の死亡時点(死産児については、その父又は母)の住所が、王寺町、河合町若しくは上牧町(以下これらを「構成町」と総称する。)の住民基本台帳に記録されている場合または構成町のいずれかに住所を有していたことを構成町のいずれかが証明した場合に該当する者
 - ②申請者または申請者に該当すると認められる者の住所が、構成町の住民基本 台帳に記録されている場合または構成町のいずれかに住所を有していること を構成町のいずれかが証明した場合に該当する者
 - ③身体の一部の区分については、申請者の申請時点での住所が、構成町の住民 基本台帳に記録されている場合または構成町のいずれかに住所を有している ことを構成町のいずれかが証明した場合に該当する者
- 2. この表において「構成町に住所を有しない者」とは、前項に定める場合に該当しない者をいう。

【動物火葬】

1. 動物火葬炉の使用料

	構成町に 住所を有する者	構成町に 住所を有しない者
合同火葬(収骨なし)	5,000円	30,000 円
個別火葬(収骨あり)	10,000 円	60,000 円

備考

- 1. この表において「構成町に住所を有する者」とは、申請される方の住所が、 王寺町、河合町、上牧町の住民基本台帳に記録されている者。
 - 「構成町に住所を有しない者」とは、「構成町に住所を有する者」以外の者。
- 2. 申請される方が飼育されていた犬、猫などのペットに限ります。 営利目的で飼育されていたペット火葬は受付できません。
- 3. 受付時間は午前10時から午後4時までとなります。
- 4. 合同火葬はお亡くなりになったペットを火葬棟でお預かりし、毎月 10 日、20 日、月末に火葬しています。
- 5. 個別火葬について
 - ①個別火葬ができるのは1日1件となります。
 - ②個別火葬を希望される場合は、事前に電話予約してください。 なお、当日火葬の受付は午前12時までとなります。
 - ③収骨は静香苑火葬場職員が行います。 申請者の方が収骨を行うことや、火葬の立会いを行うことはできません。 なお、あまりにも小さい動物は火葬後、遺骨が残らない場合があります。 あらかじめご了承ください。
 - ④骨つぼは静香苑で販売していますが、ご自宅から持ち込んでいただくことも可能です。
 - ただし、缶やビンなど火葬後の遺骨を入れても溶けない素材にしてください。
 - ⑤遺骨は火葬翌日の午前9時以降に静香苑の窓口で、お渡しさせていただきます。
- 6. 構成町に住所を有する方と有しない方で火葬炉使用料が異なります。 火葬を申請される方の住所が確認できる身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。
 - 住所が確認できない場合は、火葬受付を行うことができません。
- 7. ペットをお連れいただく際の注意事項
 - ①首輪等燃えないものはすべてはずし、段ボール箱などの燃えるものに入れ ふたを閉じておいてください。
 - ②遺体を布に包まれる場合はタオルケットなどの薄手の布に包んでください。
 - ③ 副葬品は少量のお花やペットフード程度で、不燃物は入れないようにして ください。
 - ④あまりにも大きなペットの火葬については事前にご相談ください。

【施設の予約方法について】

- 1. 静香苑施設使用の際は、火葬棟を含め葬儀業者様を介してお申込みいただくことになっています。(動物火葬及び死産児の火葬を除きます)
 - なお、葬儀業者様が予約される場合の当日受付時間は以下のとおりです。
- 2. 式場使用の当日受付時間

区分	通夜/告別式 通夜のみ	告別式/火葬	告別式のみ
静香苑仮予約システム	午前 10 時まで	午前 10 時まで	午前 10 時まで
静 香 苑 窓 口	午前 10 時まで	午後1時まで	午後2時まで

3. 火葬の当日受付時間

静香苑の仮予約システムでの受付時間は午前8時までとなります。

ただし、検視等に伴う火葬については静香苑窓口までお問い合わせください。

4. 王寺町、河合町、上牧町以外の予約は、静香苑仮予約システムで予約することはできません。静香苑窓口で受付しています。

【施設使用の際のお願い】

- 1. 葬斎棟の式場、和室で法事や法要を行っていただくことはできません。
- 2. 式場使用の際は和室の鍵をお貸しします。 盗難防止のため部屋を空ける時は必ず施錠の確認を行ってください。 なお、使用後は速やかに静香苑の窓口に返却してください。
- 3. 和室への飲食物の持ち込みは可能ですが、ゴミは必ずお持ち帰りください。 和室以外でお食事していただくことはできません。 葬斎棟内の法要室、待合ホール、ロビー等でのお食事はご遠慮ください。 なお、待合ホールでの飲み物は構いませんが、アルコール類の飲酒は禁止しています。
- 4. 施設の使用後は現状に復し、職員の点検を受けてください。
- 5. 施設内の備品や設備を損傷または汚損、滅失した場合は実費弁償していただきます。
- 6. 棺の中に次の物を入れると火葬時間が長くかかるだけでなく、遺骨を汚したり、傷めたり、また事故の原因になりますので、入れないようご協力をお願いします。
 - ①ビニール、プラスチック製品(おもちゃ、人形など)
 - ②ガラス製品(ジュース、酒などのビン類など)
 - ③金属製品(腕時計、指輪、メガネ、缶など)
 - ④危険物(スプレー、ガスライターなど爆発のおそれがあるもの)
 - ⑤本などの書籍類、布団、衣類、綿類など
 - ⑥果物など燃えにくいもの
 - ⑦ご遺体に人工臓器(ペースメーカー)を装着されている場合は、施設の使用申請時 に職員に申し出てください。
- 7. 館内は火気厳禁となっています。

所定の場所以外での火気使用や、喫煙場所以外の喫煙は禁止です。

また、通夜式終了後、和室でのローソクや線香の使用は、出火等の危険を防止する ため禁止させていただいています。

和室に備え付けの電気ローソクをご使用ください。

なお、電気ローソクや電気線香をお持ち込みいただくことは可能です。

- 8. ペットの持ち込みはご遠慮ください。
- 9. 車いすをロビーに備え付けていますので必要に応じて使用してください。
- 10. 職員への心付けは一切ご遠慮申し上げます。
- 11. 他の来苑者に迷惑となる行為はお控えください。
- 12. 職員が指示する事項は順守してください。

【法要室の使用について】

法要室は、式場1、式場2で告別式等を行った当日に、初七日法要を行うためにご使用いただいていますが、それ以外の時間帯(午前9時から午前12時)は、1日葬(火葬を伴うもの)や、骨葬などのお別れの場、または、忌日法要や年忌法要を行う場としてもご使用いただけます。

式場 1、式場 2 で告別式等を行った当日に、初七日法要を行う以外の使用は、 以下のとおりとなります。

【使用の際のお願い】

法要室の使用は葬儀業者様を介して行ってください。

- 1. 1日葬(火葬を伴うもの)で使用される場合
 - ①葬儀業者様が「静香苑葬斎場仮予約システム」で、ご予約される場合は、「11 時火葬」の枠を選択し仮予約してください。

なお、静香苑の窓口で予約していただくことも可能です。

- ②式場からの出棺時間と重なることを避けるため、法要室からの出棺は、11 時 30 分出棺でお願いいたします。
- 2. 骨葬などのお別れの場、または、忌日法要や年忌法要を行う場として使用される場合(火葬を伴わないもの)
 - ①「静香苑葬斎場仮予約システム」で仮予約はできません。 静香苑の窓口で予約してください。
 - ②午前9時から午前12時までの3時間を1単位として貸出します。

3. その他

- ①法要室内で飲食はできません。
- ② 需安室、和室、給湯室を使用いただくことはできません。
- ③使用時間には、実際に使用する時間のほか、準備及び設備等の現状回復に要する時間を含みます。

使用時間の延長はできません。

使用時間は必ず厳守してください。

④祭壇は仏式法事祭壇を常設しています。